

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2023-62)
令和6年3月29日

関西支店 安全環境部長

労働者の健康診断の受診徹底について(指示)

先月、当社作業所において、次のとおり連続して私病による死亡事案が発生しました。

【事案1】発生日：2月3日(土) 被災者：65歳 死因：心臓麻痺
健康診断時医師所見：大動脈壁石灰化、心筋梗塞の疑い……(他支店)

【事案2】発生日：2月24日(土) 被災者：64歳 死因：左視床出血・急性水頭症
健康診断時医師所見：心電図異常、肝機能障害、蛋白尿……(関西支店)

昨年7月にも熱中症による死亡事案が発生しており、その際、示達本(安環安)23-05(別紙1)により、事業者の労働者に対する健康管理の徹底を指示したにも関わらず、再び、しかも連続して事業者責任である安全配慮義務不徹底という同じ原因による死亡事案が発生したことは痛恨の極みです。

今回の2つの事案について確認したところ、事案1では、事業者が被災者に健康診断を受診させていたが、有所見者に関する医師からの意見聴取をしておらず、事案2では、健康診断を受診させ診断結果を受領していたが、その後の必要な配慮をしていなかったことが判明しました。

つきましては、事業者責任である労働者の健康診断を徹底させ、同種災害を防止するため下記事項を再徹底するよう強く指示します。

記

1. 事業者に対し、自社の労働者に必ず健康診断を受診させるとともに、健康診断を実施していることを確認すること。(別紙2参照)
2. 新規入場者に対しては「安全・環境 新規入場者アンケート」(別紙3)により、体調不良の者、又は直近の定期健康診断受診日から一年以上経過している者がいた場合は、その旨を事業者に伝えさせ速やかに健康診断を受診させること。
3. 健康診断を受診していない労働者の現場入場は禁止とすること。
4. 有所見者については、専門医師の意見を聞いた上で業務上の必要な配慮をすること。

※この事務連絡は、示達本(安環本)23-22(令和6年3月27日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以上

(配布先)
関係部門長・支店長
部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)23-05
令和5年7月14日

安全環境本部長

新規入職者に対する必要な措置について(再指示)

先日、当社作業所で熱中症による死亡災害が発生しました。

被災者は、建物内の免震階で、朝から免震装置の養生撤去作業を行っていました。午後になって足が痛んだため休憩をとりながら作業をしていましたが、15時の休憩後は作業をすることができずに休憩していました。終礼後に仮囲いの出口付近で座り込んでいるところを同僚に発見され、17時20分頃に当社に連絡があったため病院につれていきましたが翌日夕方に亡くなったものです。事後の調査では、雇入時の健康診断が適切に行われていなかったことが判明しました。

当社では、過去にも熱中症による死亡災害が発生し、別添の「示達本(安環安)16-04」により新規入職者に対する指導の徹底を指示しています。

つきましては、同種災害を防止するため、作業所関係者に下記事項を再徹底するよう改めて指示します。

記

1. 熱中症になりやすい季節の体調不良者については、些細な体調の変化であっても速やかに報告させ、受診させること。
2. 新規入職者の就業に当たっての措置として、送出し教育教本『現場でケガをしないために』等を活用した雇入時の安全衛生教育を確実に行うこと。
(安衛法第59条第1項)
3. 事業者は、新規入職者に雇入時の健康診断を受診させ、必要に応じ医師等からの意見の聴取及びそれらに基づく措置を講じること。また、健康診断を受け三月を経過しない者を雇い入れた場合は、その結果を入手し、それに基づく必要な措置を講じること。(安衛法第66条、第66条の4、第66条の5、及び安衛則第43条)
4. 事業者責任の行為者として、職長に新規入職者の健康診断に基づいた適正配置等、必要な措置を講じさせること。(安衛法第65条の3)

以上

(配布先)
関係部門長・支店長
(写) 部門安全管理総括責任者
部門安全環境部長

示達本(安環安)16-04
平成28年9月23日

安全環境本部長



新規入職者に対する必要な措置について(指示)

先日、当社作業所で熱中症による死亡災害が発生しました。

被災者は、建物屋根上の断熱防水ウレタン吹付作業の相番作業員として、車両の養生や清掃等の補助作業をし、作業終了後、近くの宿舎に戻ったところで意識を失い、救急搬送された病院で翌日死亡が確認されました。

調査の結果、被災者は建設業に入職して間もなく、暑熱環境に慣れた状態でないことがわかりました。雇用事業者は雇入時の健康診断結果を確認しておらず、健康状態に基づく適正配置や作業上の配慮が十分でなかったことも考えられます。また、職長を含めて被災者の同僚は、新規入職者であることを認識していましたが、その体調の変化をとらえることはできませんでした。

新規入職者については、その経験に応じた適正配置や安全指導のみならず、健康管理状況等衛生面に関する配慮、指導も必要となります。

つきましては、今後増加が予想される新規入職者について、安全衛生協議会、特別安全協議会等を通じ、取引業者に対して下記事項の指導を徹底するよう指示します。

記

1. 新規入職者の就業に当たっての措置として、送出し教育教本『現場でケガをしないために』等を活用した雇入時の安全衛生教育を確実に行うこと。(安衛法第59条第1項)
2. 新規入職者に雇入時の健康診断を受診させ、必要に応じ医師等からの意見の聴取及びそれらに基づく措置を講じること。また、健康診断を受け三月を経過しない者を雇い入れた場合は、その結果を入手し、それに基づく必要な措置を講じること。(安衛法第66条、第66条の4、第66条の5、及び安衛則第43条)
3. 事業者責任の行為者として、職長に新規入職者の健康診断に基づいた適正配置等、必要な措置を講じさせること。(安衛法第65条の3)

以上

労働安全衛生法

第六章 労働者の就業に当たつての措置

（安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。（以下、略）

第七章 健康の保持増進のための措置

（作業の管理）

第六十五条の三 事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。

（健康診断）

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、**医師による健康診断**（第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。（以下、略）

（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、**医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。**

（健康診断実施後の措置）

第六十六条の五 事業者は、前条の規定による**医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。**（以下、略）

労働安全衛生規則

第六章 健康の保持増進のための措置

第一節の二 健康診断

(雇入時の健康診断)

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。)の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第一項第六号において「貧血検査」という。)
- 七 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査(次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)
- 八 低比重リポ蛋(たん)白コレステロール(LDL コレステロール)、高比重リポ蛋(たん)白コレステロール(HDL コレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。)
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋(たん)白の有無の検査(次条第一項第十号において「尿検査」という。)
- 十一 心電図検査

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号 ^(※1) に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

※1: 労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ポイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回(じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回)、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

特殊健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条) ・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条) ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条) ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者(一部の物質に係る業務に限る)(特化則第39条) ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条) ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条) ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条) ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを飛散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことがある在籍労働者(石綿則第40条)
じん肺健診	<ul style="list-style-type: none"> ・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことがある管理₂又は管理₃の労働者(じん肺法第3条、第7～10条) 注:じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。
歯科医師による健康診断	(歯科医師による健康診断) <ul style="list-style-type: none"> ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定の業務については、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう指針・通達等が発出されています。詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康管理に努めましょう。



◆一般健康診断の項目◆

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断（安衛則第43条）	定期健康診断（安衛則第44条）
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長 ^(※2) 、体重、腹囲 ^(※2) 、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 ^(※2) 及び喀痰検査 ^(※2)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査（血色素量及び赤血球数）	6 貧血検査（血色素量及び赤血球数） ^(※2)
7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）	7 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） ^(※2)
8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド）	8 血中脂質検査（LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド） ^(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査 ^(※2)
10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）	10 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
11 心電図検査	11 心電図検査 ^(※2)

※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満(35歳を除く)の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) ²) 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに特別な健康診断項目が定められています。詳しくは都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

1. 健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておくなくてはなりません。(安衛法第66条の3)

2. 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聞かなければなりません。(安衛法第66条の4)

3. 健康診断実施後の措置

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の5)

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。(安衛法第66条の6)

5. 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。(安衛法第66条の7)

6. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。)(安衛法第100条)

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。(2013.03)

作業所名	安全・環境 新規入場者アンケート	元請確認欄	
		統責者	担当者
このアンケートは、ケガ等の緊急事態発生時の連絡先確認、元請の安全衛生管理の基礎資料として使用します。 元請で保管責任者が適正に管理・保管します。			

※事前に二重線枠内を本人が記入 ⇒ 雇用事業主(代行者)が確認 ⇒ 作業所へ提出 ⇒ 受入教育受講

フリガナ		血液型	性別	生年月日	年齢
氏名		型 Rh(+・-)	男・女	(西暦) 年 月 日	才
現住所	都・道 府・県	市・郡 区		電話番号	
緊急連絡先	続柄[配偶者・親・子・兄弟・姉妹・()] 名前 [()]			電話番号	
一次会社名	雇用主(あなたが給料をもらう会社の名前)(次)				
あなたは事業主または一人親方ですか	はい(事業主・一人親方)・いいえ				
(上で「はい」と答えた方) 労災保険に特別加入していますか	加入済・未加入 ☆特別加入していないと、ケガをしても労災保険の適用はありません。この現場で働く場合は、特別加入してください。				
あなたは雇用通知書または雇用契約書をもらっていますか	もらっている・いない				
あなたは技能実習生・建設就労者・特定技能に該当しますか	はい(技能実習生・建設就労者・特定技能)・いいえ				
あなたの職種はなんですか	型枠大工・鳶工・土工・鉄筋工・左官工・塗装工・鍛冶工・他()				
上記の職種についてのはいつごろですか(経過年数)	(西暦) 年 月 (年 ヶ月)				
直前の就労作業所は	当社・他社()				
あなたの職長さんの名前は	[()]				
あなたのグループの作業主任者の名前は	[()]				
あなたのグループの作業指揮者の名前は	[()]				
あなたの身体の具合の悪いところがありますか	はい(どこが:)・いいえ				
あなたが受けた健康診断実施日(定期検診)はいつですか	(直近)(西暦) 年 月 日				
あなたの血圧は	最高: 最低:				
特殊健康診断[有機溶剤・じん肺・()]実施日は	(直近)(西暦) 年 月 日				
あなたは安全帯(墜落制止用器具)を持っていますか	はい(胴ベルト・フルハーネス)(一丁掛・二丁掛)・いいえ				
あなたの安全帽には墜落時保護用ライナー(発泡スチロール等)が入っていますか	はい・いいえ ☆清水建設では、墜落時保護用安全帽着用が規則です。				
ヘルバンドの準備はよいですか	はい・いいえ				
あなたはこの現場に来る前に送出し教育を受けましたか	はい(年 月 日)・いいえ				
あなたは「建退共制度」を知っていますか	知っている・知らない				
所有資格	※所有資格は□にVチェック 記載の無い資格は記入してください。(免)は免許、(技)は技能講習、(特)は特別教育 注:資格証は本証を携帯してください。写しを求められた場合は提出してください。				
<input type="checkbox"/> クレーン・5t以上(免)	<input type="checkbox"/> 足場の組立等(技)	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械[整地・掘削等](技)	<input type="checkbox"/> 法定職長・安責者教育	<input type="checkbox"/> クレーン・5t未満(特)	
<input type="checkbox"/> 移動式クレーン・5t以上(免)	<input type="checkbox"/> 建築物等の鉄骨組立等(技)	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械[基礎工事用](技)	<input type="checkbox"/> 高所作業車[10m未満](特)	<input type="checkbox"/> 高所作業車[10m以上](技)	
<input type="checkbox"/> 大型特殊自動車(免)	<input type="checkbox"/> 酸素欠乏危険作業[酸欠、硫化](技)	<input type="checkbox"/> 移動式クレーン[1t以上5t未満](技)	<input type="checkbox"/> 酸素欠乏・硫化水素危険作業(特)	<input type="checkbox"/> 特定化学物質等(技)	
<input type="checkbox"/> 大型自動車(免)	<input type="checkbox"/> 有機溶剤取扱い(技)	<input type="checkbox"/> 高所作業車[10m以上](技)	<input type="checkbox"/> 特定化学物質等(技)	<input type="checkbox"/> 石綿作業(特)	
<input type="checkbox"/> 地山の掘削(技)	<input type="checkbox"/> 玉掛け(技)	<input type="checkbox"/> アーク溶接(特)	<input type="checkbox"/> 石綿作業(特)	<input type="checkbox"/> 低圧電気(特)	
<input type="checkbox"/> 土止支保工(技)	<input type="checkbox"/> ガス溶接(技)	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械[整地・掘削等](特)	<input type="checkbox"/> 低圧電気(特)	<input type="checkbox"/> 足場の組立て等(特)	
<input type="checkbox"/> コンクリート造の工作物(5m以上)の解体等(技)	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械(解体用)(技) (3t未満:特)	<input type="checkbox"/> 足場の組立て等(特)	<input type="checkbox"/> フルハーネス作業(特)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
雇用事業主(または代行者)の確認	上記確認	年 月 日	確認者氏名(印またはサイン)		

「当社は建設業の社会保険加入を推進しています。未加入の方は加入の手続きを行って下さい！」

受入教育時に確認のうえ記入	*** 入場に当たっての誓約 ***	
	〔安全衛生〕 1. 私は高所作業では適正な安全帯(墜落制止用器具)を必ず使用します。 2. 私は墜落時保護用ライナー入りの安全帽を使用します。 3. 私は作業所ルール、注意事項を厳守します。 4. 私は無資格作業は行いません。 5. 私はケガ又は身体の具合が悪くなった時は、すぐに必ず職長を通じて事務所に届け出ます。 6. 私は作業終了時には必ず整理・整頓を行います。 ・私は業務中の私的撮影、業務に関する写真や業務上知り得た情報をLINE等のSNSやインターネット等への投稿は行いません。 ・私は反社会勢力と一切関わりのないことを誓います。反社会勢力から協力等、係わりを求められた時は速やかに報告します。 ・この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は、一切申し立てません。 ・貴社において必要と判断した場合に、ここに記載した個人情報警察に提供することについて同意します。	〔環境〕 私は環境保全のため次の活動や改善に取り組みます。 1. 私は水・土・空気等を、きれいに保つため、ゴミ、有害物等は指定場所へ集め、散らかることを防ぎます。 2. 私は限られた資源の金属、木、紙等の無駄を無くし繰返し使用し、出たゴミは分別再資源化に努めます。 3. 私は温暖化ガス削減のため、アイドリングストップ、節電、省燃費運転を行います。
入場年月日	年 月 日	氏名(自筆サイン)

【所管部署確認欄】社会保険加入状況 ※所管部署が現場巡回時に確認する欄です。			
	健康保険	厚生年金	雇用保険
雇用主	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外
個人	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外

建設キャリアアップシステム - グリーンサイト連携状況	企業	登録済・未登録	作業員	登録済・未登録
-----------------------------	----	---------	-----	---------